

参考資料

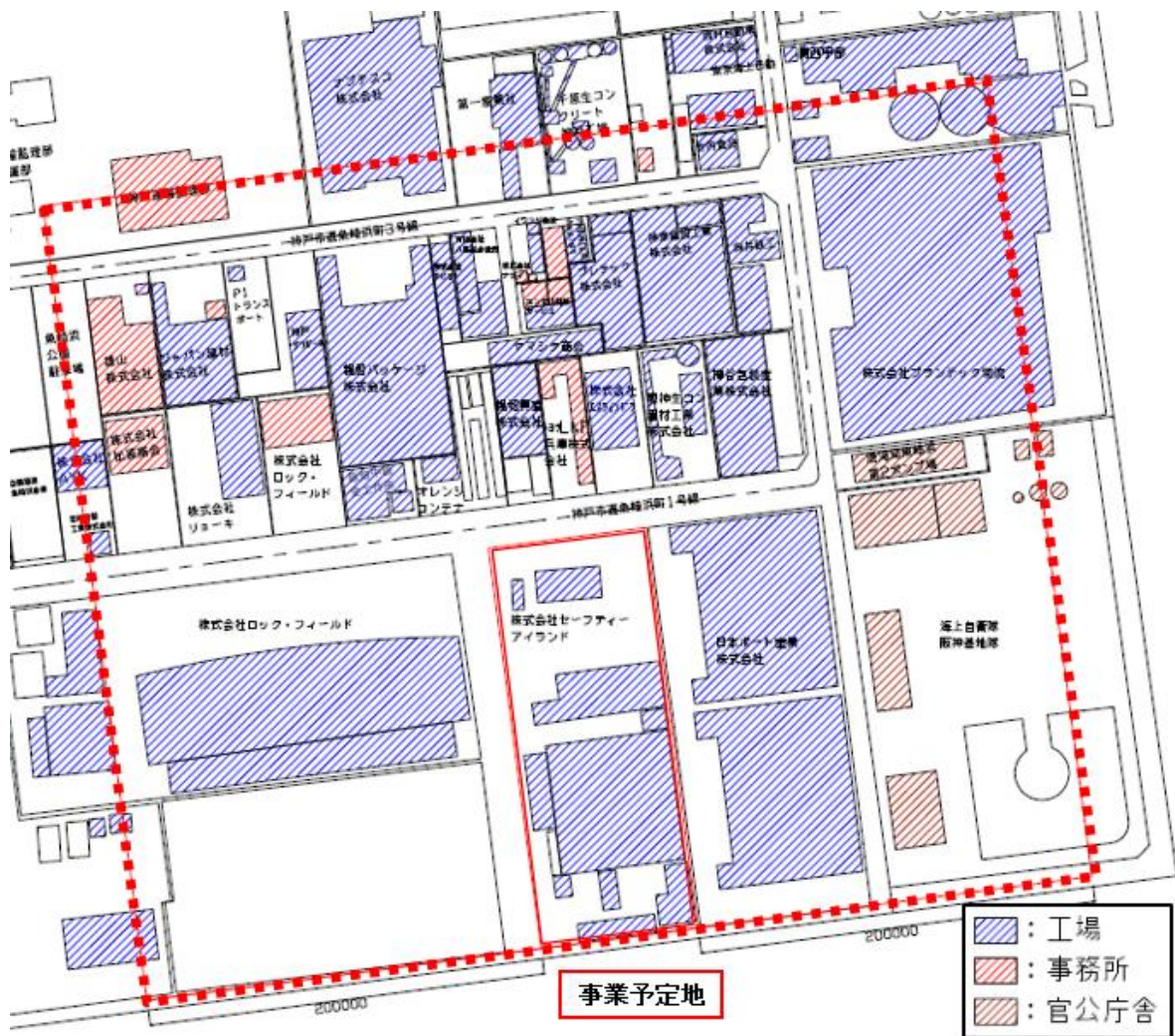
第 12 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(東灘区魚崎浜町)

1. 産業廃棄物処理施設の概要	1
・土地利用現況図	1
・事業場内の配置図	2
・産業廃棄物処理施設の位置及び廃棄物運搬車両の走行ルート図	2
・事業予定地周辺の写真	3
・処理工程図	4
2. 生活環境影響調査結果の概要	5
3. 同意等の取得状況について	8

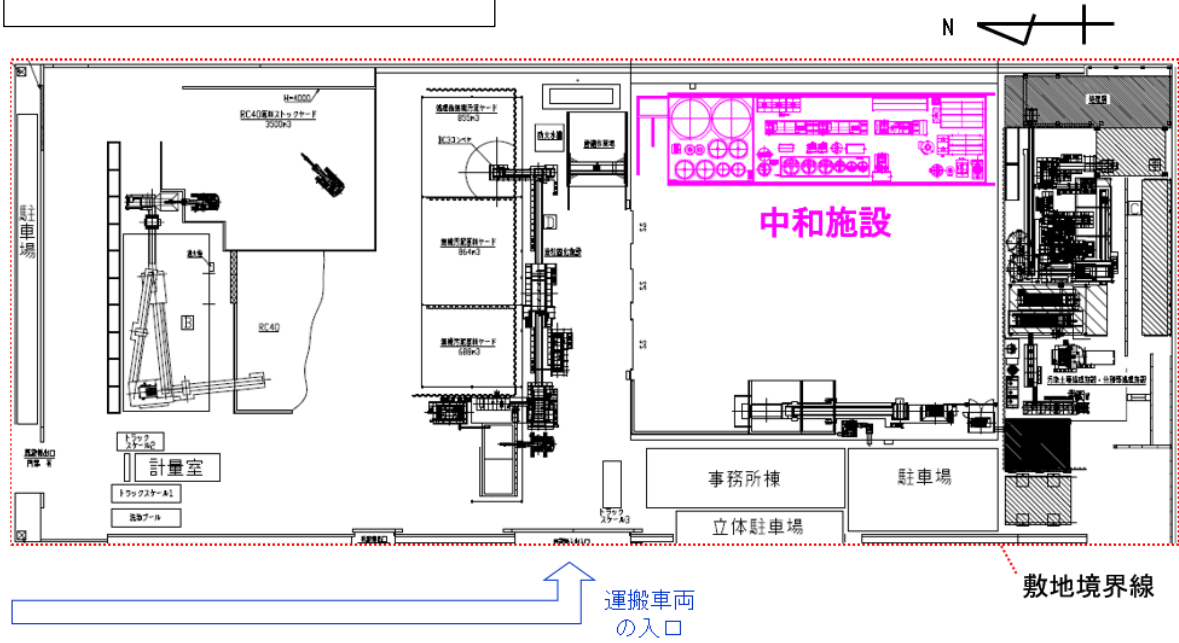
1. 産業廃棄物処理施設の概要

- (1) 施設の名称 : 産業廃棄物処理施設
- (2) 敷地の位置 : 神戸市東灘区魚崎浜町 16 番 7、15 番 8 の一部 (工業地域)
- (3) 敷地の面積 : 約 1.6 ヘクタール
- (4) 施設の種類 : 廃酸及び廃アルカリの中和施設
- (5) 処理能力 : 400 m³/日
- (6) 事業者 : 株式会社セーフティアイランド

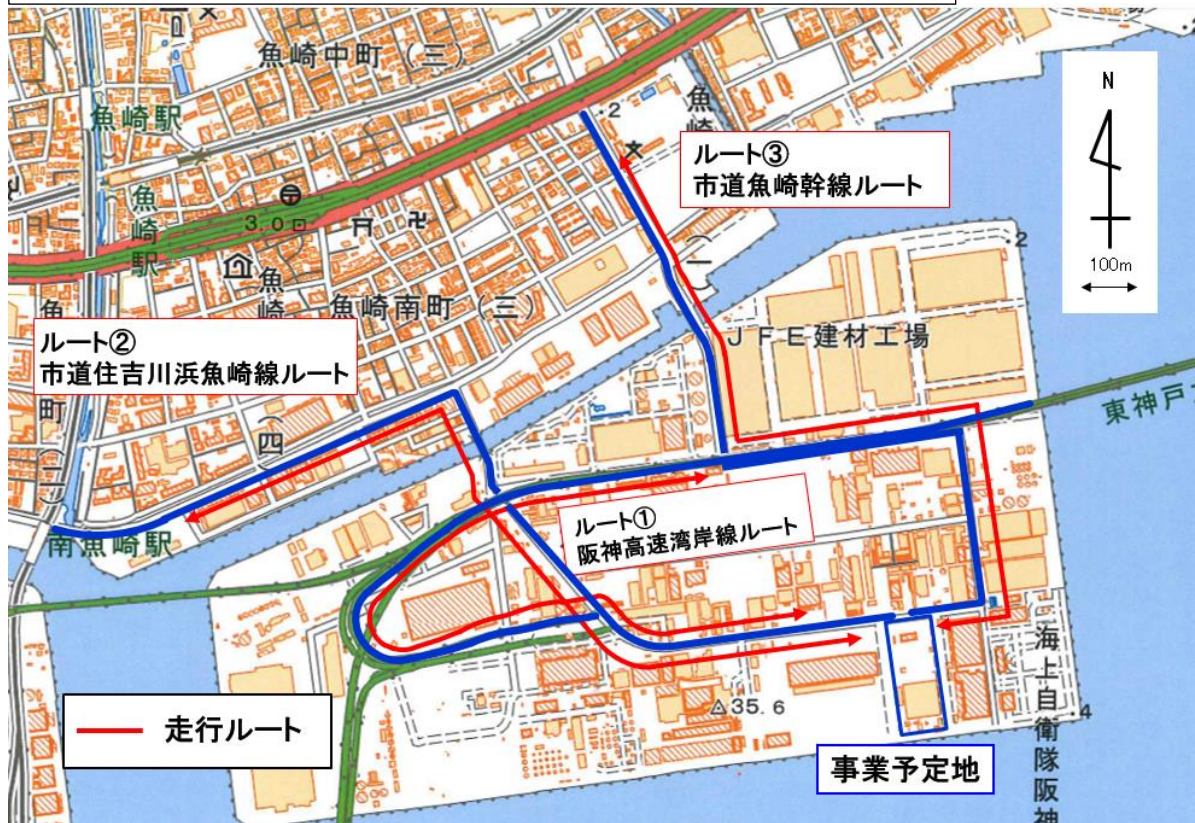
土地利用現況図



事業場内の配置図



産業廃棄物処理施設の位置及び廃棄物運搬車両の走行ルート図



事業予定地周辺の写真

北西から撮影



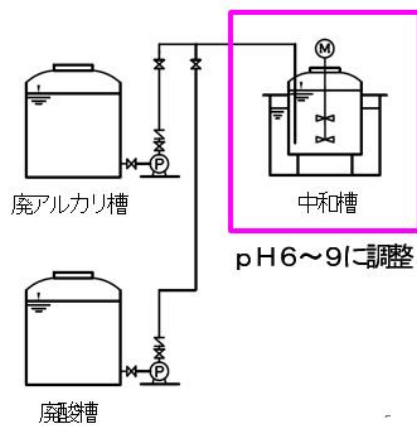
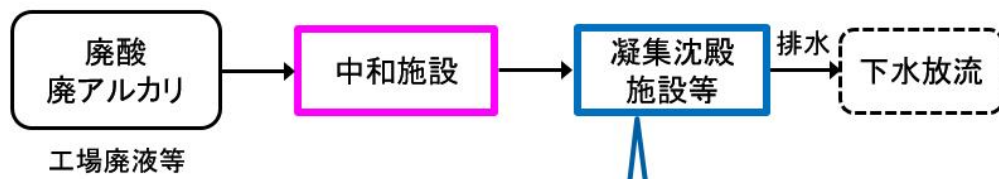
北東から撮影



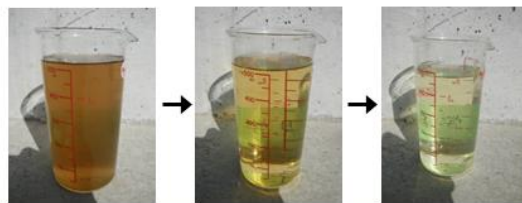
西から撮影



処理工程図



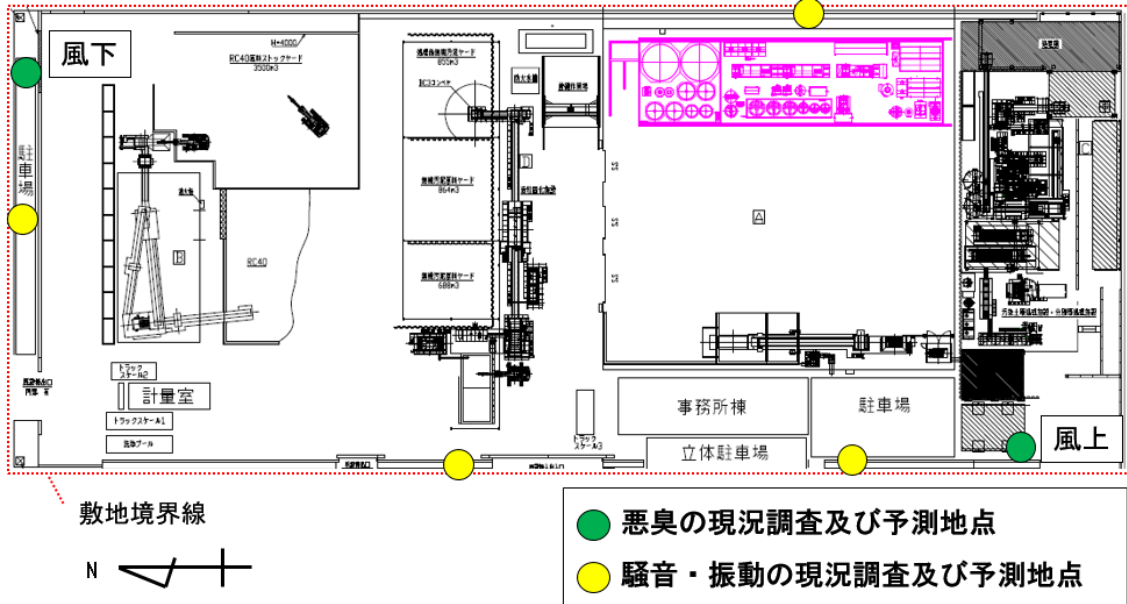
複数の凝集沈殿段階を経て浄化



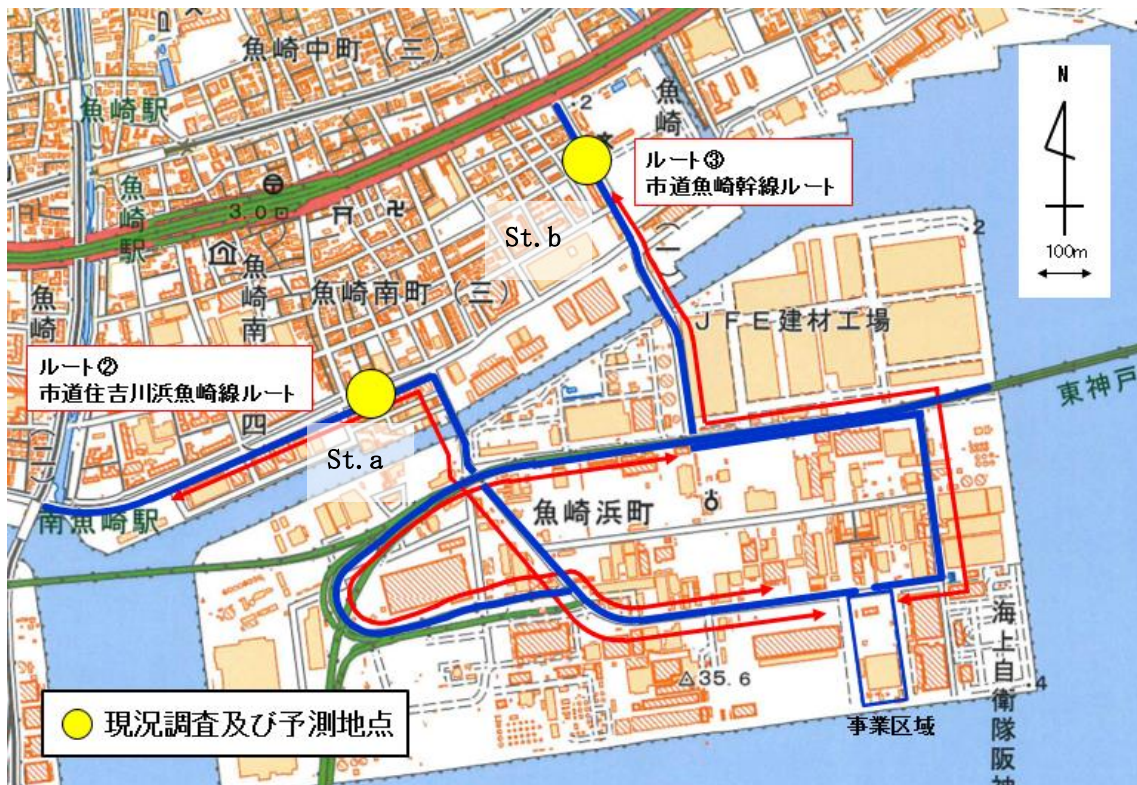
2. 生活環境影響調査結果の概要

「施設の稼働」に伴う影響として騒音、振動、悪臭を、「廃棄物運搬車両の走行」に伴う影響として騒音、振動を調査した。

(1) 「施設の稼働」に関する現況調査及び予測地点



(2) 「廃棄物運搬車両の走行」に関する現況調査及び予測地点



(3) 調査予測結果

① 騒音

A. 施設の稼働による騒音

予測地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	評価結果	環境保全措置
西側	66 dB	66 dB	70dB 以下※	環境保全目標を満足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中和施設は建屋内に収納 ・ 低騒音型の機器を選定 ・ 定期的な施設管理により、機器異常がないか確認
東側	70 dB	70 dB			
北側	69 dB	69 dB			

※事業区域は臨港地区内であり、騒音規制法の規制を受けない地域であるため、参考として、騒音規制法の第4種区域（工業専用区域等）の規制基準を目標値とした。

B. 廃棄物運搬車両による騒音

予測地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	評価結果	環境保全措置
St. a (市道住吉川浜魚崎線)	70 dB	70 dB	現況を超過しない※ (環境基準 65dB)	環境保全目標を満足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走行速度や積載量等の交通規制遵守を指導 ・ 不要なアイドリングをしないよう指導
St. b (市道魚崎幹線)	67 dB	67 dB	70dB 以下		

※環境基準は、St. a は2車線以上の車線を有する道路に面する地域（65dB）、St. b は幹線交通を担う道路の面する地域（70dB）を適用している。なお、St. a は現況で環境基準値を超過していることから、現況を超過しないことを目標としている。

② 振動

A. 施設の稼働による振動

予測地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	評価結果	環境保全措置
西側	48 dB	58 dB	65dB 以下*	環境保全目標を満足	<ul style="list-style-type: none"> 中和施設の機器類は、強固な基礎の上に設置し、振動の伝搬を防止 定期的な施設管理により、機器異常がないか確認
東側	51 dB	54 dB			
北側	55 dB	55 dB			

※事業区域は臨港地区内であり、振動規制法の規制を受けない地域であるため、参考として、振動規制法の第2種区域（工業地域等）の規制基準を目標値とした。

B. 廃棄物運搬車両の走行による振動

予測地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	評価結果	環境保全措置
St. a (市道住吉川浜魚崎線)	42 dB	42 dB	70dB 以下*	環境保全目標を満足	<ul style="list-style-type: none"> 走行速度や積載量等の交通規制遵守を指導 不要なアイドリングをしないよう指導
St. b (市道魚崎幹線)	55 dB	55 dB	65dB 以下*		

※振動規制法に基づく要請限度は、St. a は第2種区域（準工業地域：70dB）、St. b は第1種区域（第1種住居地域：65dB）を適用している。

③ 悪臭

予測地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	評価結果	環境保全措置
南西側	臭気指数 10 未満	影響は軽微※ ¹	臭気指数 18 ※ ²	環境保全目標を満足	<ul style="list-style-type: none"> 中和施設は建屋内に設置。 廃酸槽、廃アルカリ槽、濃縮廃液槽、脱水ろ液槽、中和槽で発生した臭気は脱臭塔を経た後、外部へ排気する。
北東側	臭気指数 10 未満				

※1：環境保全措置を着実に講じることで影響は軽減される。

※2：悪臭防止法に基づく、敷地境界における規制基準

3. 同意等の取得状況について

- (1) 隣接者の同意取得・協定締結状況：全て取得済
- (2) 100m 以内の自治会等の同意取得・協定締結状況：対象者なし

